

「ノーモア原発公害！」をめざす宣言

(1)

2011年3月、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の過酷事故が発生してからすでに丸12年余の歳月が経過しています。この事故発生から1年余を経た2012年4月7日～8日、私たちは、「『原発と人権』全国研究・交流集会 in 福島」（於・福島大学）を開催しました。この集会には、各方面から約540名が参加し、2日間にわたる熱心な討議を通じて、①福島原発事故の実態と内容の正確な把握、②事故の原因究明と責任（法的責任、政治的・社会的責任）の明確化、③多様な諸被害の回復（破壊されたコミュニティ、奪われた生業、学び、文化、喜び、家族・家庭と生活の回復）、および、これらの損害の完全な賠償、④原発を再稼働させることなく、原発に依存しない社会を創っていくこと、などの諸課題を確認し、「人間・コミュニティの回復と原発のない社会」をめざしていくアピールを採択しました。以来、この集会を第1回とし、第2回（2014年4月5日～6日）、第3回（2016年3月19日～20日）、第4回（2018年7月28日～29日）、第5回（2021年4月3日、オンライン）と積み重ね、このたび、第6回を開催することになりました。

(2)

では、福島原発事故発生からすでに丸12年余が経過している今日、私たちは、前出のアピールで示した「人間・コミュニティの回復と原発のない社会」に向け、果たして、どこまで着実に前進することができたといえるのでしょうか？

まず、福島原発事故の原因と責任の明確化については、この間に東京電力（以下「東電」という。）を被告とした損害賠償請求訴訟が幾つも提起され、すでに出された判決の多くで東電の重大な義務違反が指摘されてきました。しかし、東電の加害責任については、より一層明確にすることが必要です。この点では、東電株主代表訴訟の一審判決（2022年7月13日）において旧経営陣に13兆円超の賠償支払いが命じられたことは評価されますが、一部認容にとどまっています。請求の全部認容を求め、現在、控訴審での争いが続いています。他方、東電旧経営陣の刑事責任を問う強制起訴裁判では、地裁・高裁ともに不当な「無罪判決」が下されています。

さらに、こうした責任の明確化という点でとりわけ重大な問題を提起するのは、2022年6月17日の最高裁判決が「国の責任」を強引に否定したことです。この判断は、2023年3月10日のいわき市民訴訟仙台高裁判決にも影響を与えました。これらの判決は、規制権限を行使しても事故を防げなかった可能性があることを理由に国賠法上の責任を否定したものです。そして、この「6.17最高裁判決」は、岸田政権においてますます顕著となっている原発回帰・再推進政策への転換・暴走にお墨付きを与えるものになっています。それゆえ、いま、この不当な判決をいかにして根本的には是正させていくかが避けられない課題となっ

ています。

次に、多様な諸被害の回復と完全な賠償については、この間の関係訴訟を通じて、たとえば「故郷喪失（剥奪）・変容（損傷）」という福島原発事故に特有の被害に関して、その解明と認容がそれなりに進んできました。しかしなお、多様な諸被害の全体像は十分に明らかにされておらず、また、多くの被害者たちの人権や生活・生業の回復といった諸課題においては、それらの実現への道が依然として遠いまま、と言わなくてはなりません。とりわけ福島原発事故は、人と人を結ぶつながりを損傷し、家族、地域、社会にきわめて深刻な分断をもたらしています。しかも、事故後における賠償の仕組みや政府による偏った「復興」政策は、これらの分断を一層拡大させています。こうした分断をどのようにして乗り越えていくかも、きわめて重要な今日的課題の一つとなっています。

にもかかわらず、この間、老朽原発の再稼働が始まり、また「グリーントランスフォーメーション」(GX)（「脱炭素社会」への移行）の名の下に原子力基本法の改悪をも含む「原発最大限利用」の関連法が国会を通過し、また、「ALPS 処理水」の海洋放出が強行開始されるなど、原発に依存しない社会の創造とは逆行した動きが強まっています。福島原発事故から丸 12 年余を経た今日、こうした逆行した一連の状況をいかにして転換させていくか、これが、いま私たちに投げかけられている基本的課題です。

(3)

今回の集会では、第一日の全体会における記念講演、5 人からの「現場の声」、基調報告とパネル討論、そして第二日目における 6 つの分科会での討議と検討を通じて、前述した諸問題や諸課題の重要性を多面的に明らかにすると同時に、今後に向けて、私たちは、この「原発と人権」集会の原点に立ち戻る必要があるといえます。すなわち、2012 年 4 月の第 1 回集会アピールに示されていた 4 つの基本的な諸課題の実現を改めて強く求めていかねばならない、ということです。

私たちは、きわめて深刻で多様な形での人権侵害と環境破壊をもたらしている原発公害を再び引き起こさせないために、ここに、「ノーモア原発公害！」という切実な国民的願いをより高く掲げ、とりわけ将来世代のために原発公害や核災害の脅威と不安にさらされない社会の実現をめざしていくことを宣言します。

2023 年 9 月 2 日（土）

第 6 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま参加者一同